

○石川県警察の技能指導員に関する要綱の全部改正について

〔 令和4年3月17日人育甲達第53号
石川県警察本部長から部課署長宛て 〕

- 対号1 平成7年4月27日付け教甲第231号、務甲第459号「石川県警察の技能指導官に関する要綱の制定について（通達）」
- 対号2 平成16年12月27日付け務甲達第242号「石川県警察の技能指導員に関する要綱の制定について（通達）」
- 対号3 平成18年6月29日付け務甲達第135号「石川県警察の技能指導員に関する要綱の一部改正について（通達）」
- 対号4 平成22年4月30日付け務甲達第39号「石川県警察の技能指導員に関する要綱の一部改正について（通達）」
- 対号5 平成30年9月25日付け人育甲達第171号「石川県警察の技能指導員に関する要綱の一部改正について（通達）」

今般、別添のとおり石川県警察の技能指導員に関する要綱を全部改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

別添

石川県警察の技能指導員に関する要綱

1 目的

この要綱は、実務経験が豊富な石川県警察職員（以下「職員」という。）で警察実務に関する優れた専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を有する者を技能指導員として活用することにより、次世代への専門的技能等の伝承と優秀な職員の育成を図ることを目的とする。

2 技能指導員に充てる職員

技能指導員は、優れた専門的技能等を有し、他の職員の模範となると認められる警部補（同相当職の職員を含む。）以下の者であって、警務部長が指定した者をもって充てるものとする。

3 技能指導員の行う職務

技能指導員は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導員又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) その他、主管部長が必要と認める指導・教養

4 技能指導員の推薦

各部の総務を担当する課長（以下「総務担当課長」という。）は、次に定めるところにより技能指導員審査対象者（以下「対象者」という。）を推薦するものとする。

- (1) 専門的技能に係る業務を担当する所属の長（以下「業務担当課長」という。）は、総務担当課長に対し、技能指導員に指定することがふさわしいと認められる職員の氏名等を通知するものとする。
- (2) 総務担当課長は、業務担当課長の通知に係る職員について検討の上、対象者として推薦することが適当と認めるときは、主管部長の承認を得て、技能指導員審査対象者名簿（別記様式第1号）により人材育成課を経由して、警務部長に推薦するものとする。

5 技能指導員の指定

警務部長は、総務担当課長から推薦された対象者について審査の上、適格者を技能指導員に指定するとともに、技能指導員指定・解除通知書（別記様式第2号）により当該総務担当課長に通知し、当該職員に対し、指定書（別記様式第3号）を交付するものとする。

6 技能指導員の指定解除

- (1) 業務担当課長は、人事異動その他の事由により技能指導員の指定を解除する必要があると認めるときは、総務担当課長に対し、当該職員の氏名等を通知するものとする。
- (2) 総務担当課長は、業務担当課長から通知を受けた職員について検討の上、指定を解除する必要があると認めるときは、主管部長の承認を得て、技能指導員解除名簿（別記様式第4号）により人材育成課を経由して、警務部長に指定解除を申請するものとする。
- (3) 警務部長は、指定解除の申請のあった職員について、指定を解除することが適当と認めるときは、技能指導員の指定を解除するとともに、5の技能指導員指定・解除通知書により当該総務担当課長及び当該職員に通知するものとする。

7 技能指導員名簿の作成等

技能指導員を指定又は解除したときは、技能指導員名簿（別記様式第5号）を作成し、その周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

8 業務担当課長の任務

業務担当課長は、専門的技能等の種別に応じ、技能指導員の業務負担その他の事情を考慮して、次の事項に関することを別に定めるものとする。

- (1) 専門的技能等の指導時期及びその方法に関すること。
- (2) 技能指導員の職務を補い、それに準ずる技能を有する者（例えば、準技能指導員、技能インストラクター等）の設置、指定、運用などに関すること。ただし、指定等に当たっては、安易に指定することなく、将来、技能指導員への推薦が可能な技能を有する職員を厳選するとともに、積極的かつ効果的な運用に配慮すること。

9 その他

- (1) この要綱の実施に関する事務の取りまとめは、人材育成課において処理するものとする。
- (2) この要綱で定めるもののほか、要綱の実施のため必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月17日から施行する。

第 号
年 月 日

警 務 部 長 殿

部総務担当課長

技能指導員審査対象者名簿

下記の者を技能指導員として推薦するので、審査願います。

所 属		階級		職名	
氏 名		生年月日		年 月 日生(歳)	

【専門的技能等に関する事項】

部 門 別		業務担当課	〇〇部〇〇課		
本人が有する専門的技能等の概要	----- ----- ----- ----- -----				
勤 務 経 歴 等	拝命年月日	年 月 日	当該専門的技能等に係る実務経験年数	年	
	巡 査	(年 月)	～ (年 月)		
	巡査部長	(年 月)	～ (年 月)		
賞 罰	警 部 補	(年 月)	～ (年 月)		
	警察本部長賞 回、部長内賞 回、所属長賞 回				
	----- -----				

【意見欄】

業務担当課長意見	----- ----- -----				
添付資料の有無	有 ・ 無				

別記様式第2号（5、6関係）

年 月 日

殿

警 務 部 長

技能指導員指定・解除通知書

所属、階級、職名、氏名	
専門的技能等の種別	
指定・解除年月日	
解除の場合はその理由	
備 考	

指 定 書

<p>(所属)</p> <p>〇〇課</p>	<p>(階級・氏名)</p> <p>〇〇〇 〇〇 〇〇</p>
<p>石川県警察技能指導員(〇〇〇〇〇〇)に指定する</p>	
<p>〇〇〇〇年〇月〇日</p> <p>石川県警察本部警務部長 〇〇 〇〇</p>	

別記様式第4号（6関係）

第 号
年 月 日

警 務 部 長 殿

部総務担当課長

技能指導員解除名簿

下記の者について技能指導員の指定解除を申請するので、審査願います。

所 属		階 級	
職 名		氏 名	
指定年月日			
指定解除の理由			

